

【介護保険】要介護の方

利用料の計算方法	利用料の額は、各サービスの報酬単位に地域ごとに設定された地域単価及び利用料負担割合を乗じて得られた額です。 利用料（自己負担額）＝報酬単位×地域単価×利用料負担割合			
周南市地域区分	7 級地（1 単位 10.21 円）			
利用料負担割合	介護負担割合証に基づく負担割合			
訪問看護費	訪問看護による訪問	30 分未満	30 分～ 1 時間	1 時間～ 1 時間 30 分
		471 単位／回	823 単位／回	1,128 単位／回
	定期巡回・随時対応サービス（連携型）	2,961 単位／月 要介護 5 の利用者は 800 単位／月 を加算		
加算	サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合 （Ⅰ）6 単位／回 （Ⅱ）3 単位／回 定期巡回 （Ⅰ）50 単位／月 （Ⅱ）25 単位／月		
	看護体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準（緊急時加算、特別管理加算、ターミナルケア加算）に適合している訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合 Ⅰ：550 単位／月 Ⅱ：200 単位／月		
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	電話等への常時対応、緊急訪問できる体制にあり、利用者の同意を得た場合。看護業務負担軽減のための取り組みを行った場合。 600 単位／月		
	退院時共同指導加算	退院時カンファレンスを実施した場合 初回訪問時 600 単位		
	初回加算	① 退院時カンファレンスを実施しない場合 ② 要介護から要支援又は要支援から要介護への変更時 初回加算Ⅰ（退院当日訪問） 350 単位／初回時 初回加算Ⅱ（Ⅰ以外） 300 単位／初回時		
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の利用者に対し、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合 300 単位／回		
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）	1 人で看護を行うのが困難なときに看護師 2 人以上で看護を行った場合 ① 利用者の身体的理由 ② 暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 30 分未満 254 単位／回 30 分以上 402 単位／回		

加算	早朝・夜間・深夜加算	① 夜間帯の計画的な訪問を行った場合 ② 1月以内の夜間帯の緊急訪問を行った場合の2回目以降 早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時） 25／100 を加算 深夜（22時～6時） 50／100 を加算
	特別管理加算（Ⅰ）	① 悪性腫瘍指導管理又は気管切開患者指導管理を受けている状態 ② 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態 500 単位／月
	特別管理加算（Ⅱ）	① 腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法（鼻腔）、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理又は肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③ 真皮を越える褥創の状態 ④ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態 250 単位／月
	ターミナルケア加算	「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、ターミナルケアを行う。 ① 死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に2日以上ターミナルケアを行った場合 ② ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合 2,500 単位
	介護職員等処遇改善加算	職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とするもの。 所定単位数×1.8%
実費 ＊ 死後処置料 10,000 円＋消費税及び地方消費税 ＊ その他衛生材料・器機貸出料 別紙に記載する額		

※ 上記利用料のほか、主治医が算定する訪問看護指示料等の費用が別途かかります。
 ※ 診療報酬・介護報酬改定や看護内容に応じて利用料金に変更になる場合があります。
 その際には、担当訪問看護師が随時説明をいたします。